

セ・ラ・ヴィ訪問介護重要事項説明書

＜令和 6 年 6 月 1 日 現在＞

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 8 1 1 - 2 3 4 4 (午前 9 時～午後 6 時まで)

担当 小川 英雄・近藤 真弓

＊ご不明な点は、何でもおたずね下さい。

2. ヘルパーステーション（特別養護老人ホーム セ・ラ・ヴィ）の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	特別養護老人ホーム セ・ラ・ヴィ
所在地	〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町 3 丁目 4 番 1 7 号
介護保険指定番号 その他のサービス	訪問介護 2 8 7 0 1 0 0 2 2 5 介護老人福祉施設・短期入所生活介護
サービスを提供する地域	東灘区、灘区

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1 名 (1)			1 名 (1)
サービス提供責任者	介護福祉士	2 名 (1)	1 名 ()		3 名 (1)
サービス提供責任者	1 級修了者	()	1 名 ()		1 名 ()
従事者	介護福祉士	2 名 (1)	7 名 ()		9 名 (1)
	1 ～ 2 級修了者	名 ()	5 名 ()		5 名 ()
	3 級修了者	名 ()	名 ()		名 ()
	その他	名 ()	名 ()		名 ()

() 内は男性再掲

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯	早 朝	夜 間	備 考
	8:00～18:00	7:00～ 8:00	18:00～20:00	
平 日	○	○	○	
土・日・祭日	○	○	○	

＊時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助 水分補給、
- ・入浴介助 衣類の着脱、浴槽介助、シャワー浴介助、洗髪、手足浴
- ・排泄介助 トイレ、ポータブルへの誘導、陰洗、おむつ交換、尿器
- ・清拭 全身、部分、ベッド上での洗髪、保清（口腔ケア、整髪等）
爪切り、使用具の整理整頓
- ・体位変換 トランスファー、
- ・その他 通院介助、外出同行、一緒に行う家事支援等

(2) 生活支援

- ・買物 食料、衣類等の生活必需品
- ・調理 調理、台所の片付け
- ・掃除 居室、風呂・トイレ掃除
- ・洗濯 洗濯干し及び取り込み
- ・その他 布団干し、衣類の整理

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。

なお、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(注) 下記の料金に介護職員等処遇改善加算Ⅰ：所定単位数の24.5%が加算されております。

※地域単価⇒10,84円/単位

※体制要件：人材要件を満たしている事業所に対して加算されます。

※介護保険負担割合証により、自己負担が2割または3割の場合があります。

区 分	基 本 料 金		自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)
身体介護	20分～30分	身体ⅠⅡ	362円	725円	1,087円
	30分～59分	身体ⅡⅡ	575円	1,152円	1,728円
	60分～89分	身体ⅢⅡ	842円	1,685円	2,527円
	以降30分ごとに		131円	263円	394円
生活支援	20分～44分(30分)	生活ⅡⅡ	267円	534円	801円
	45分～60分(50分)	生活ⅢⅡ	327円	655円	983円
	身体介護と複合 30分毎		104円	209円	313円
	2人訪問の場合の加算率		×2	×2	×2
	夜間(18時～22時)		25%増	25%増	25%増
	早朝(6時～8時)		25%増	25%増	25%増
	深夜(22時～6時)		50%増	50%増	50%増

＊ 初回加算：200単位(297円/月 1割負担)

初回にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した時に加算されます。

＊ 緊急時訪問介護加算：100単位/回(149円/回 1割負担)

サービス提供責任者などがケアマネージャーと連携しサービス提供責任者またはその他の訪問介護員などが居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算されます。

＊ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、ヘルパーがおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話811-2344)

ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただいた場合	当該基本額の10%
ご利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合	当該基本額の30%

(4) その他

- ① ・ ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者のご負担になります。
 - ・ 通院介助、通院援助等、サービスを提供するために必要な交通費等の費用はご利用者のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法
 - ・ 毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月分の料金の合計額を、当月末までにお支払い下さい。お支払い方法は郵便局の口座からの自動引き落とし又は、郵便局への払込みとなっています。
 - ・ お支払いいただきますと領収書を発行します。
郵便局以外での金融機関の引き落としについては、手数料と致しましてひと月¥150円（税抜き）をご負担いただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

契約を結び、サービスの提供を開始し、訪問介護計画を作成します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ ご利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当施設の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

「対応困難なケースにも十分満足いただけるサービスをいつでも提供」をモットーに利用者視点の質の高いサービスを提供していく。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	施設での介護実習も含めた総合研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	「セ・ラ・ヴィホームヘルパーサービス提供要綱」を作成しています

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. サービス内容に関する苦情

- (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 小川英雄・近藤 真弓

電話 (078) 811-2344

- (2) 当施設以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

神戸市保健福祉局 監査指導部(介護保険サービスに関すること)

(平日 8:45~12:00、13:00~17:30)

電話 (078) 322-6326

神戸市保健福祉局 監査指導部内

(養介護施設従事者による高齢者虐待通報専用電話)

(平日 8:45~12:00、13:00~17:30)

電話 (078) 322-6774

兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護保険サービスに関すること)

(平日 8:45~17:15)

電話 (078) 332-5617

神戸市消費生活センター (サービスの質や契約についてのご相談)

(平日 9:00~17:00)

電話 (078) 371-1221

9. その他

サービスを提供する担当者は一年で交代することを原則としています。

10. 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 二人同心会		
代表者役職・氏名	理事長 飯島 久道		
本部所在地・電話番号	神戸市東灘区住吉宮町3-4-17 078-811-2344		
定款の目的に定めた事業	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 幼保連携型認定こども園の経営 (ロ) 一時預かり事業の経営 (ハ) 老人短期入所事業の経営 (ニ) 老人居宅介護等事業の経営 (ホ) 老人デイサービスセンターの経営 (ヘ) 老人介護支援センターの経営 (ト) 障害福祉サービス事業の経営		
施設・拠点等	(1) 【高齢福祉部】 特別養護老人ホーム 1 箇所 セ・ラ・ヴィ 短期入所生活介護 1 箇所 セ・ラ・ヴィ 介護予防短期入所生活介護 1 箇所 セ・ラ・ヴィ 訪問介護 1 箇所 訪問介護セラヴィ 介護予防訪問サービス 1 箇所 訪問介護セラヴィ 生活支援訪問サービス 1 箇所 訪問介護セラヴィ 通所介護 2 箇所 東灘在宅福祉センター 住吉南町デイサービスセンター 介護予防通所サービス 2 箇所 東灘在宅福祉センター 住吉南町デイサービスセンター 居宅介護支援事業所 1 箇所 東灘在宅福祉センター 地域包括支援センター 1 箇所 住吉南部 あんしんすこやかセンター 介護予防支援事業所 1 箇所 住吉南部 あんしんすこやかセンター (2) 【児童福祉部】 幼保連携型認定こども園 1 箇所 幼保連携型認定こども園 ポートピア		

契約をする場合は以下の確認が必要です

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 神戸市東灘区住吉宮町3丁目4番17号
名 称 特別養護老人ホームセ・ラ・ヴィ
施設長 堀 越 剛 史 印
説明者
氏 名 小 川 英 雄 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所
神戸市東灘区

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印